

事務連絡
令和5年7月3日

各 都道府県 児童福祉、母子保健、障害保健福祉及び老人福祉主管部（局）御中
指定都市 ひとり親家庭支援施策担当部局
中核市

こども家庭庁成育局母子保健課
こども家庭庁支援局虐待防止対策課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する命令第8条第1項の
規定により行政庁が作成する調書の閲覧に係る手続について

平素より、児童福祉、母子保健、障害保健福祉及び老人福祉並びにひとり親家庭支援施策の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

デジタル庁に設置するデジタル臨時行政調査会において、デジタル改革、行政改革、規制改革の全てに通底する5つの原則からなる「構造改革のためのデジタル原則(以下「デジタル原則」という。)」が共通の指針として策定され、往訪閲覧等のアナログ行為を求める場合があると解される法律等について、デジタル原則への適合性の点検が行われました。

こうした点検、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)、近年のデジタル技術の発展等を踏まえ、福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に係る調書閲覧の手続について、下記のとおりいたしますので、その旨周知いたします。

所轄庁におかれては、趣旨についてご了知いただき、貴管内市町村や福祉事務所等関係者に対する周知のほどお願い申し上げます。

記

福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する命令(平成6年厚生省令第62号)第8条第3項の規定に基づく調書の閲覧の請求があった場合には、メールに電子媒体を添付する方法等(※)、電磁的方法によることを基本とされたい。なお、書面等による閲覧を妨げるものではなく、運用に当たっては、請求者の過度な負担とならないよう十分に配慮されたい。

(※) その他、パスワード付きWebページからダウンロードする方法やWebフォーム上で送信する方法等が考えられる。